

2023年4月11日

受付

令和5年4月3日

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎 博孝 様

株式会社ジャックス
オート企画部

回答書

貴法人から受領いたしました令和5年3月7日付書面（以下「本件書面」という）につきまして、下記のとおりご回答いたします。

記

貴法人は、本件書面において、当社が追記を検討している「割賦販売に関して適用ある法令に反しない限度で」の文言につき、「年20%の利率を超えない限度で」等の文言に変更することの検討を求めております。

しかしながら、貴法人も本件書面において認めておりますとおり、消費者契約法8条3項は、事業者の損害賠償責任を免除する条項に関するものであり、本件において問題となっている「割賦販売契約第8条（早期完済の場合の特約）」（以下「本件条項」という）には適用されないこと等に鑑みますと、本件条項、及び、上記の「割賦販売に関して適用ある法令に反しない限度で」の文言は、消費者契約法との関係においても有効なものであり、変更する必要はないものと考えております。

なお、消費者契約法9条2項に関するご指摘につきましては、早期完済の際の期限未到来の分割手数料の徴収は、必ずしも早期完済による違約金と同視できるものではない（分割払手数料に関する債権は、契約の締結時において既に全額につき発生しており、違約金として請求するものではない）と考えますが、同法の趣旨に鑑み、消費者から説明を求められた際には、その算定根拠につき説明を実施させていただく予定でおります（なお、当社においては、法改正の前から既に算定根拠に関する説明を実施しております）。

当社の見解は、以上のとおりですが、当社と致しましては、お客様により良いサービスを提供できるよう、本件書面においてご指摘いただいた点を踏まえ、真摯に検討を進めさせていただきます。

以上